

市長へ重要政策提言を提出！

市役所は来年度の予算編成に向けて動き出しています。それに合わせて、各党派から市長へ政策提言がなされます。私たちが、10月10日に、市長へ108項目からなる重要政策提言を提出しました。本市の未来に関わるものから、各地域課題まで網羅しています。市長以下行政においては、来年度予算に向け、十分に検討してもらおうと望みます。また、我々も政策実現のため、引き続き努力して参ります。



重要政策提言（一部抜粋）

- 公共施設白書の整備 ○入札制度の検証と改善 ○公契約の適正化 ○南海トラフ地震への備え
- 中学校給食の早期実現に向けた調査・研究の実施 ○総合的な少子化対策の推進
- 待機児童ゼロ作戦と保育園の民間移管の推進 ○認知症対策 ○自殺者対策 ○未着手都市計画決定道路の見直しと整理 ○防犯灯の整備と町内会補助 ○空き家・廃屋対策 ○泊川修景整備計画の推進 ○住宅リハウス助成制度の実施 ○シティーセールスの推進

「保育に欠ける証明書」の記載方法が変更されました！

来年度入園の方から、「保育に欠ける証明書」の勤務日数の記載方法が、「月単位」から「週単位」に変更になりました。昨年の9月議会の一般質問で私が指摘・提案させていただいたものが実現した形です。月単位ですと、正社員で働く方に不利になる場合があり、それが申請自体を諦めてしまう要因にもなっていました。この変更により、少しでも女性が働き続けられる環境が向上すればと思います。（詳しくは2012.10の報告書）

H25年度までは
月単位

雇用形態	常勤【正規社員・常勤非常勤社員等】			
	パート【短時間勤務・派遣社員・臨時社員・非常勤社員・アルバイト等】			
※【】の中も必ずご記入ください	個人営業【保険外交員・セールス等】			
内職				
月平均勤務日数	21日以上	15日～20日	10日～14日	10日未満
勤務時間	平日 時 分 ～ 時 分 (実働 時間 分)	土曜日 時 分 ～ 時 分 (実働 時間 分)	変則勤務 夜勤・交代制 (勤務時間等詳細)	



H26年度からは
週単位に

雇用形態	常勤【正規社員・常勤非常勤社員等】			
	パート【短時間勤務・派遣社員・臨時社員・非常勤社員・アルバイト等】			
※【】の中も必ずご記入ください	個人営業【保険外交員・セールス等】			
内職				
週平均勤務日数	5日以上	4日	3日	2日以下
勤務時間	平日 時 分 ～ 時 分 (実働 時間 分)	土曜日 時 分 ～ 時 分 (実働 時間 分)	変則勤務 夜勤・交代制 (勤務時間等詳細)	

市政報告の郵送ご希望の方へ

この市政報告は、基本的にポストインと駅前等での配布となっております。郵送をご希望されます方は、ご遠慮なく下記までご連絡下さい。次回より、郵送にてお送り致します。（お名前とご住所を明記下さいませよう、お願い致します。頂戴した個人情報につきましては、厳重に管理を致しております。）

住所：加古川市加古川町北在家2000 加古川市議会市民クラブ 中村亮太
TEL：079-427-9308（会派控室）・079-425-3811 / FAX：050-3156-1255
E-MAIL：info@ryotanakamura.com
ホームページからでもお申込みいただけます。http://ryotanakamura.com/

～市民クラブ～ なかむら亮太の市政報告

NO.14

発行日：2013年10月
発行：加古川市議会
市民クラブ
加古川町北在家2000
079-427-9308



次世代に誇れる加古川のために

厳しかった残暑もおさまり、いよいよ秋・冬の雰囲気を感じられるようになってきました。そのような中、加古川市議会においては、9月議会が行われました。決算審査が行われたほか、私は一般質問も行い、都市計画道路と個人情報漏えい問題について質問を致しました。今後の加古川市を考えた時、道路整備を含めた都市基盤整備をどうしていくか、数十年単位での視点が必要になります。次世代に誇れる加古川のためにも、今このまちに住む我々で責任をもってまちづくりをせねばなりません。

平成25年第4回定例会（平成25年9月4日～9月26日）

9月議会が終了。平成24年度決算を認定！

～加古川市の財政状況～

<財政指標>

区分	24年度	23年度	22年度	早期健全化基準	財政再生基準
財政力指数	0.847	0.866	0.893		
経常収支比率(%)	87.7	87.4	88.7		
実質公債費比率(%)	7.7	8.3	8.8	25.0	35.0
将来負担比率(%)	27.7	37.3	67.5	350.0	

<市債残高の推移>

(千円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
一般会計	82,478,472	80,395,510	82,626,318	81,158,880	80,277,896
特別会計	73,795,444	71,757,780	69,637,382	76,604,789	75,504,512
合計	156,273,916	152,153,290	152,263,700	157,763,669	155,782,408

24年度決算は、翌年に繰越すべき財源を除く実質単年度収支が4億5415万円の黒字となりました。引き続きの行革や経費削減の努力の結果、実質公債費比率や将来負担比率は改善し評価できますが、財政の弾力性を示す経常収支比率は悪化するなど、財政は依然として厳しい状況にあります。また、景気の本格回復も見えないなかで財政力指数も低下しており、今後も厳しい環境が予想されます。平成24年度を含むこれまでの努力を認め決算を認定しましたが、今後もコスト意識をもち、削減努力を続けてもらねばなりません。また、議会としても決算審査や予算審議を通して、事業執行における適正な金額を諮っていかねばなりません。そのための透明化も含め、財政課題に取り組んでまいります。

財政指標のミカタ

※財政力指数

1に近づくか、1を超えるほど財源に余裕がある。

※経常収支比率

100%に近いほど財政構造が硬直化している。都市にあっては80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされる。

※実質公債費比率

この比率が18%を超えた場合、地方債の発行に国の許可が必要となり、25%以上となると発行が制限される。

※将来負担比率

現時点で想定される将来の負担が、標準財政規模の何倍かをしめす指標。高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなる。

新病院を中心とし、都市基盤整備を。

◆今回の一般質問項目

1. (仮称) 加古川中央市民病院とその周辺環境について

- ①周辺の都市計画道路について
- ②加古川中央市民病院へ向かう動線について
- ③広報及び地元説明について

2. 個人情報漏えい事件について

- ①停職6ヶ月という処分の根拠について
- ②船橋市のケースとの違いについて
- ③抵触する法律について

(詳しくは「中村亮太 HP」にてご覧下さい)

地域医療を守るためには、現在の道路では不十分では？

Q：周辺の都市計画道路の整備は？

答弁：本町河原線、河原間形線ともに都市計画決定しているが、当面着手予定はなく、財政状況や優先順位を踏まえて検討したい。

Q：緊急車両の通行確保は？

答弁：左岸線の一部を堤防上から堤防下へ付け替え、歩道付きの広幅員路肩に整備し、新たにアクセスルートを確認する。道路幅員には余裕ができるため、一般車両が緊急車両の通行の妨げとならないよう配慮するほか、周辺道路においても交差点の改良を行っていく。

～病院予定地と周辺の都市計画道路の状況～

下図が新病院予定地周辺の都市計画決定された道路です。周辺の道路のほとんどが未整備であるのが見て取れます。特に重要と思われるものが、**下図 A 地点から篠原五丁目交差点への接続道路(河原間形線)**です。篠原五丁目の途中で止まった道路は皆さんも気になっていたのではないのでしょうか？

ここを接続すれば加古川バイパスへのルートが増え、渋滞を緩和でき、緊急車両の通行も確保できます。

お金がかかることは事実ですが、地域医療は将来世代のためにも守らねばならず、そのための道路整備は必要ではないのでしょうか。今後も整備を求めていきます。



Q：新病院への公共交通は？

新病院へのアクセスにおいては、公共交通（特にかこバス）が必要と思われるが、どうか。

答弁：現在、市民病院機構において実施している交通量調査などの交通計画検討業務の結果を踏まえ、既存のバスルートの変更や新規路線の確保など、様々な角度から検討していきたい。

Q：今後の広報は？

新病院や統合への理解を深めてもらうためには、今後も広報が必要と考えるが、今後の予定は。

答弁：11月ごろには、市民病院機構の広報誌「つつじ」を発行する予定であり、その中で、新病院の概要や機能等について、広く市民にお知らせする。

地域医療を守るためには周辺の都市基盤整備も重要です。市長も新病院を起爆剤として中心市街地の活性化をしたいと以前に答弁していますし、私も大きなチャンスだと思います。道路計画は病院の移転計画前のものですし、優先順位も変更含め考えるべきです。また同時に、実現が難しい都市計画道路があるのも事実で、その計画によって制限を受けるなど不便を感じている方も多くいらっしゃいますので、**都市計画道路の見直しや解除も行っていくべき**と思います。

個人情報漏えい事件、処分は適切だったか？



Q：船橋市のケースとの違いは？

船橋市でも類似の事件があり、職員が逮捕され懲戒免職となっているが、違いはどこか。

答弁：船橋市のケースでは、事件発覚後すぐに職員が地方公務員法違反で逮捕され、司法の明確な判断を踏まえ、懲戒処分が決定した。本市のケースでは当事者は逮捕されていないが、他の職員や社会に対する影響等を考慮した上で、早期の処分が必要と考え、司法の判断を待たず処分を決定した。

Q：逮捕されないと懲戒免職にはならないのか

答弁：本市における過去の事案等との均衡を図った上で、総合的に判断した結果にである。

Q：抵触する法律は

答弁：処分の決定過程では、個人情報保護条例違反や収賄罪の可能性も広く視野に入れ、職員懲戒審査委員会において議論された。処分事由については、弁護士からのアドバイスも踏まえ、事件全体を**地方公務員法第33条に違反する信用失墜行為**として処分することが妥当であると判断した。

昨年の贈収賄事件に続き、今回の個人情報漏えい事件で加古川市の信用は地に落ちました。

原因究明、再発防止策とコンプライアンスの強化により信頼回復を急ぐことは当然ですが、「なぜそうした処分をしたのか」が明らかにならねば、信用回復の一步は踏み出せないとの思いから、今回の一般質問を行いました。

今回を教訓として信頼回復を急ぐようチェックして参ります。

Q：処分の根拠は

答弁：全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合は、地方公務員法第29条により懲戒処分を行う。処分量定の決定については任命権者の裁量に委ねられている。

本市では、職員懲戒審査委員会への諮問、答申を経て、加古川市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、**任命権者(市長)**が決定することになっている。

今回も、他市や本市の過去の事案との均衡を図った上で、免職に次ぐ、停職処分のうち最も重い停職6か月という処分を行った。